

「地域脱炭素を推進するための
地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」
とりまとめ（案）

令和5年〇月〇日

地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会

1. 検討会の開催趣旨

- ・我が国は、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。また、令和3年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。
- ・こうした目標の達成のためには、地方公共団体において、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的かつ計画的な施策の推進が不可欠であり、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく地方公共団体実行計画の策定・実施が必要。令和3年度の地球温暖化対策推進法の改正では、2050年カーボンニュートラルの達成に向け、地方公共団体実行計画（区域施策編）に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されるなど、取組が強化されたところ。
- ・さらに、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するべく「GX実現に向けた基本方針」が令和5年2月に取りまとめられた。同基本方針においては、地球温暖化対策推進法等を活用した地域主導の再エネ導入、脱炭素先行地域を通じたGXの社会実装、地方公共団体の事務・事業における地域脱炭素の率先実施等が位置づけられている。
- ・こうした状況も踏まえ、本検討会では、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度の現状、とりわけ、令和4年4月に施行された地域脱炭素化促進事業制度の施行状況も踏まえ、地域共生型再エネの推進を中心に、地域脱炭素施策を加速させる地方公共団体実行計画制度等の在り方について、議論を行うこととした。
- ・とりわけ、地域脱炭素化促進事業制度に関しては、①市町村の負担軽減、②市町村へのインセンティブ強化、③事業者へのインセンティブ強化、④国・都道府県・市町村・事業者等の役割分担、連携強化について、また、地方公共団体実行計画制度全体に関しては、⑤地方自治体による地域脱炭素施策の策定・実行の促進、⑥地方自治体による地域脱炭素施策の見える化について議論を行った。

2. 地方公共団体実行計画（区域施策編）の現状

（1）地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・実施状況

- ・地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することが義務付けられている。また、その他の市町村については策定が努力義務とされている。
- ・令和4年度に実施された、地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査（以下「施行状況調査」という。）によると、計画策定が義務づけられている都道府県・指定都市等については計画策定が完了している一方で、策定が努力義務とされているその他の市町村における計画策定率は約3割にとどまっている。計画未策定の地方公共団体のうち、今後計画策定を行う予定があると回答した地方公共団体数は、336（令和3年度施行状況調査）から509（令和4年度施行状況調査）へと増加するなど、計画策定に取り組む意欲のある地方公共団体が増加している傾向も見られるが、比較的小規模な地方公共団体における計画策定率の向上が課題となっている。
- ・同調査によると、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定における課題は、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足している」が最も多く、「他の部局・課室の協力が得られにくい」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足している」、「計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しい」、「対策・施策の実行におけるノウハウが不足している」、「地域の事業者と協力体制を作れていない」などが続く。
- ・また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、計画策定を踏まえた、具体的な脱炭素施策の実施が重要となる。令和4年度施行状況調査によると、地方公共団体実行計画（区域施策編）の実施における課題として、地方公共団体の規模に問わず財源不足等があげられるが、特に小規模な地方公共団体では、人員不足や地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識の不足も課題となっている。

（2）促進区域を含む地域脱炭素化促進事業制度の現状

- ・令和3年度の地球温暖化対策推進法の改正により、地域共生型再エネの導入を促進するため、地域脱炭素化促進事業制度が創設された。これにより地方公共団体実行計画（区域施策編）において、促進区域を含めた地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（以下「促進区域等」という。）を定めることが、市町村の努力義務とされた。令和4年4月より同制度が施行され、令和5年8月時点で、12市町が促進区域等を設定しているところ。
- ・また、都道府県については、促進区域設定に係る環境配慮の基準（以下「都道府県基準」という。）を定めることができるとされており、令和5年8月時点で、18府県が都道府県基準を策定済み。
- ・令和4年度施行状況調査によると、人員不足・財源不足のほか、制度に関する知識の不足、域内の再エネポテンシャルや需要地・環境保全に関する情報不足が促進区域設定の課題としてあげられている。

3. 目指すべき方向性

(1) 地域脱炭素化促進事業制度の導入の背景

- ・再エネの導入拡大に伴い、景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等の災害など、様々な懸念が生じている。また、再エネ導入による地域へのメリットが見えにくいとの指摘もなされており、これらの課題は、地域の再エネの受容性の低下につながり、地方公共団体による抑制的な条例やガイドラインの策定も増加しているところ。
- ・こうした状況を踏まえ、令和3年度の地球温暖化対策推進法の改正により、地域で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に裨益する、地域共生型再エネの導入拡大を推進する仕組みとして、地域脱炭素化促進事業制度が創設された。

(2) 地方公共団体が地域共生型再エネ導入を推進する意義

- ・地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進することとされている。2050年カーボンニュートラルに向けて、地方公共団体が、地域資源である再エネを活用した地域の脱炭素化を推進することが重要であることに加え、地域で利用するエネルギーの大半は、輸入される化石資源に依存している中、地域のエネルギー自給率を高めることは、今般のロシアによるウクライナ侵略や電力需給逼迫のリスクへの対応力を高め、地域の持続可能性の向上につながる。また、地域の企業や地方公共団体を中心になって、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再エネ等のポテンシャルを有効利用することで、地域の経済収支の改善、企業誘致や地元企業の脱炭素化支援を通じた新たな産業・雇用の創出、地域内経済循環につなげることができる。加えて、頻発・激甚化する災害に強い地域づくり、農地や水路を含めたインフラの維持等、様々な地域課題解決にも貢献し得る。

(3) 地域共生型再エネ導入に向けた地域脱炭素化促進事業制度の在り方

- ・上述のとおり、再エネは地域資源であり、その活用は、地域を豊かにし得るとの認識が重要であり、地域脱炭素化促進事業制度は地域共生型再エネの創出、それによる地域課題の解決・地域活性化に資するものである。地域において再エネ事業を推進する上で、再エネを促進するエリアや環境保全を優先するエリア等の土地利用や、地域貢献の取組、環境保全の取組等、地域共生型再エネの在り方は、地域の実情に応じて様々である。したがって、中長期的な地域の最適な土地利用の在り方を含め、望ましい地域共生型再エネの在り方について地域で議論し、合意形成を図ることが、事業の予見可能性を高めるために重要になる。

もとより、地域脱炭素化促進事業制度の目的は、再エネ事業について、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、地域と共生することで円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することである。検討に当たっては、地域の再エネポテンシャルを把握

し、中長期の再エネ利用促進に係る目標を立て、土地利用・インフラや地域経済の在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要である。したがって、促進区域等の検討に当たっては、可能な限り広域でのゾーニングを行うことが最も理想的な考え方となる。

- ・また、市町村境に再エネポテンシャルが存在する場合や動植物の分布が広域にわたる場合等も想定されるため、都道府県とも連携の上、複数市町村による促進区域の共同策定等、広域連携を進めることも重要。
- ・他方で、促進区域等の設定に取り組む市町村の状況、地域コミュニティの再エネの受容性等は様々であり、区域内の土地利用を踏まえ、広域ゾーニングに向けて段階的に取組を進める前提で、まずは合意形成のしやすい、特定の地区・街区の地域共生型再エネの導入を後押しするため、促進区域等の設定を行うことも考えられる。例えば、再エネ需要が想定される、スマートコミュニティや工業団地等を促進区域として設定し、再エネの需要と供給のマッチング、エリアのブランディング、企業誘致等を図ることも考えられる。
- ・さらに、事業者の知見を活用し、実効性の高い促進区域等の設定を進める観点から、地域貢献の取組も含めた、事業者の提案を端緒として、促進区域の設定を検討することも考えられる。この場合、具体的な事業も想定した上で、地域の進めたい地域共生型再エネの創出を促すために制度が活用可能。その際、中立公平性を確保することが必要。

4. 地域脱炭素・地域共生型再エネの促進に向けた対応の方向性

本検討会における議論を踏まえて、制度の課題や対応の方向性について以下のとおり整理した。環境省を中心として、各省庁が連携の上、取組を進めていくことを提案する。

(1) 地域脱炭素化促進事業制度

① 市町村の支援強化

<課題>

- ・促進区域等の設定に当たっては、地域の再エネポテンシャル情報のみならず、各種環境情報・社会的情報を収集・整理する必要がある、技術的作業に係る市町村の負担軽減が必要。
- ・促進区域等の設定に係る財政的支援を強化するとともに、再エネ種・市町村の特徴等に合ったモデルの創設が必要。
- ・現在整備されている地方公共団体実行計画マニュアルについて、どのような手法や手順で促進区域設定・事業認定を行っていけばよいか、記載の充実を図る必要がある。
- ・地域共生型再エネの創出のためには、事業性等も考慮しつつ、事業予見可能性が高まるゾーニングが必要であり、事業者の提案による促進区域の設定等、事業者の協力が必要。
- ・地域脱炭素化促進事業を含む地域脱炭素施策を推進していくことができる人材が不足しており、人材支援が必要。

<対応の方向性>

- ・再エネポテンシャルや環境情報等の収集・整理、ゾーニングに関する地方公共団体の負担を軽減するため、REPOS等の情報ツールを拡充する。
- ・地方公共団体による促進区域等の設定に対する財政支援を行うとともに、再エネ種毎の特性を踏まえつつ、既存の取組を含め成果の分析・モデルの整理を行い、地方公共団体実行計画マニュアル等に反映することにより、効果的な促進区域設定の方法を発信する。
- ・地方公共団体担当者向けに、促進区域設定から地域脱炭素化促進事業の認定までの手続を整理し、地方公共団体実行計画マニュアルの拡充等を行う。
- ・市町村が、事業性等も考慮しつつ、地域課題の解決・地域活性化に貢献する再エネ事業をつくる促進区域を設定できるよう、中立公平性を確保する等の留意点を踏まえつつ、具体的な事業提案の在り方について検討する。
- ・地方公共団体や地域の民間企業において、再エネ事業の計画・実行ができるよう、研修等の人材育成や人材派遣等の支援を強化する。

② 地域脱炭素化促進事業への経済的インセンティブの強化

<課題>

- ・地域脱炭素化促進事業の形成が進んでいない状況に鑑み、制度の更なる活用に向けて、現行の優遇措置等に加え、事業者への経済的インセンティブの強化が必要。

<対応の方向性>

- ・税制措置・予算措置含めあらゆる支援を選択肢として、認定地域脱炭素化促進事業へのイ

ンセンティブ強化を検討する。

- ・地域脱炭素化促進事業制度を活用した再エネについて、特に合意形成に必要な環境調査などの、事業化可能性調査の支援を検討する。

③ 地域脱炭素化促進事業制度の強化・合理化

<課題>

- ・促進区域等の設定に当たっては、再エネポテンシャルが市町村境に存在する場合や動植物の分布が広域にわたる場合等、促進区域の共同策定を含めた広域連携が重要。例えば、広域自治体である都道府県がゾーニングを主導する、都道府県が小さい市町村を束ねて計画を策定することも有効。
- ・促進区域等の設定に当たって、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が必要である等、前提となる作業が市町村の負担となっており、再エネ導入可能量等を見極めた上で、より実効的な計画を策定するという観点からも、地方公共団体実行計画（区域施策編）の前提となる促進区域設定も考えられるのではないか。

<対応の方向性>

- ・都道府県と市町村が連携し広域の促進区域設定を可能とするため、都道府県が市町村と共同で促進区域を設定できることとする等、制度的な対応も含め、必要な措置を検討する。その際、効果的な連携体制が確保されるよう留意する。
- ・促進区域設定手続の柔軟性を高めるため、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に先立って、促進区域の設定を可能とする等、制度的な対応も含め、必要な措置を検討する。

④ 他の関連する制度との連携

<課題>

- ・促進区域等の設定や地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、建築物省エネ法等、類似制度や他の関連する制度との一体的運用を促す必要がある。
- ・地域共生型再エネの導入促進に係る手続の合理化に向けて、地域脱炭素化促進事業制度とFIT・FIP制度の連携が必要。
- ・2030年までに陸域・海域の30%以上を保全地域とする国際目標（30by30）の達成に向けた、OECM等の地域の自然の中長期的な管理と、促進区域等を通じた地域共生型再エネの導入促進の検討を、整合的に進めていく必要がある。

<対応の方向性>

- ・建築物省エネ法の促進計画と地球温暖化対策推進法の促進区域の一体策定を通知・マニュアル等で促す、所有者不明土地対策を活用する、都市計画における土地利用の考え方等との調和を図るため地方公共団体の環境部局に対し都市部局と連携した促進区域の検討を促す、地球温暖化対策推進法と農山漁村再エネ法との連携を進める等、他省庁の関係制度との連携を強化する。
- ・地域脱炭素化促進事業制度を活用した再エネについて、FIT・FIP制度における地域共生

を図るための手続との連携を検討する。

- ・地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰の評価において、地域脱炭素化促進事業の認定取得の有無を考慮する等、制度の連携を検討する。
- ・2030年までに陸域・海域の30%以上を保全する国際目標（30by30目標）をはじめ、自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて、地域における民間活動等を促進するための制度の検討が進められており、こうした取組と地域脱炭素化促進事業制度の連携の在り方について検討する。

⑤ 次世代太陽光電池の需要創出

<課題>

促進区域等の設定に当たり、エネルギー政策や産業政策との連携が重要であり、例えば、次世代太陽電池等の需要喚起に地域脱炭素化促進事業制度を活用できると良い。

<対応の方向性>

- ・ペロブスカイト太陽電池・建材一体型太陽電池等の次世代型太陽電池の需要を創出するため、関係省庁と連携し、次世代型太陽電池導入も視野に入れた促進区域の設定を促進する。

（2）地方公共団体実行計画の策定・実施

① 他計画との一体策定、広域連携の促進

<課題>

- ・地方公共団体実行計画の策定・実施に当たっては、関連する他計画との一体策定・広域連携を進めることが政策の有効性や効率性を得る観点から重要。

<対応の方向性>

- ・地方公共団体実行計画と、地域気候変動適応計画や生物多様性地域戦略等の横断的な対応が求められる関係計画との一体策定を促進するため、一体策定の優良事例や、両計画の政策目的に資する具体的な取組の整理等を行う。
- ・既存の連携枠組み（定住自立圏・連携中枢都市圏など）を活用している地方公共団体における、地方公共団体実行計画の共同策定を促進する。

② 地方公共団体の関係部局間の連携を促進するための関係省庁の連携強化

<課題>

- ・地域脱炭素に向けては部局横断的な連携が不可欠であり、地方公共団体の庁内連携体制強化が必要ではないか。

<対応の方向性>

- ・建築物省エネ法に基づく促進計画の作成における、建築部局・環境部局の連携を通知等で促すなど、関係省庁と連携し、地方公共団体の関係部局間の連携体制構築を促進する。

③ 実効的な計画策定に向けたマニュアルの見直し

<課題>

- ・人員やノウハウ等の不足により、特に小規模な地方公共団体において地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定や取組が進んでいない。こうした地方公共団体においても取組を検討する上で参考となる脱炭素施策集等を整備し、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく具体的かつ実効的な取組を促す必要がある。

<対応の方向性>

- ・小規模な地方公共団体において、区域において取り組むことが考えられる脱炭素施策、検討手順、優良事例等を整理し、地方公共団体実行計画マニュアル等に反映する。

④ 地域脱炭素の見える化の促進

<課題>

- ・環境省サイトの事例集を充実化させる等、地方公共団体による脱炭素施策の検討や実施を促進するため、取組の見える化を進める必要がある。
- ・取組の見える化だけでなく、再エネ導入を含めた脱炭素施策の実施による温室効果ガス削減効果や経済効果が見える化されると良い。
- ・地方公共団体職員間のノウハウと熱意を移転する仕組みが必要ではないか。

<対応の方向性>

- ・地方公共団体脱炭素取組状況マップの拡充等を行い、地方公共団体の取組の見える化を進める。
- ・地域共生・裨益型再エネ導入の事例集を整理し、地域への経済効果を含め効果的な発信を行う。
- ・地域脱炭素施策を検討・実施する地方公共団体の職員同士が、知見・ノウハウを共有できるようネットワーク構築を支援する。

⑤ 金融面からの地域脱炭素支援

<課題>

- ・地域脱炭素化促進事業をはじめとした地域脱炭素施策を国内全体にわたって進めていくためには、地域金融機関等が支援機関としての役割を担いながら、円滑な金融仲介機能を発揮することが重要。もっとも、こうした金融機関の取組を後押しするためには、官民協調でのリスクテイク能力の増強や、脱炭素化の専門的知見を持った人材の育成が必要。

<対応の方向性>

- ・地方公共団体実行計画に基づく地域脱炭素の取組について、株式会社脱炭素化支援機構（JICN）や地域金融機関等を通じた資金供給が円滑に進むよう、地方公共団体とも連携の上、必要な支援を行う。
- ・地域金融機関等を通じた地域脱炭素支援を加速化させるため、地域金融機関向けの研修や脱炭素アドバイザー資格制度により認定された民間資格等を活用した人材育成を行う。

(3) 中長期的な検討課題

① 系統整備・運用との連携

<課題>

- ・促進区域において系統接続の円滑化等ができれば、事業者が再エネ事業に取り組むインセンティブとなるのではないか。

<対応の方向性>

- ・地域脱炭素化促進事業の円滑な実施に向けた系統接続の円滑化を検討する（例えば、再エネ目標や促進区域設定に当たっての系統情報の更なる利用可能性、需給一体型の事業や地域でのエネルギーマネジメントの促進等）。

② 地域脱炭素施策の実行のための中間支援体制の構築

<課題>

- ・地域脱炭素化促進事業制度を含めた脱炭素施策の実施を促すことのできる人材育成、中間支援体制の構築が、都道府県・環境省地方環境事務所・地球温暖化防止活動推進センター等で必要ではないか。

<対応の方向性>

- ・実効的な計画策定の促進や脱炭素施策の実行促進に向けては、プッシュ型の支援を行う人材の育成を含め、中間支援体制の構築が不可欠。環境省地方環境事務所、都道府県、地球温暖化防止活動推進センター、脱炭素まちづくりアドバイザー等の既存の支援枠組みの成果等も踏まえつつ、地域共生型再エネの導入を含む脱炭素施策の実行を支援する中間支援のモデル事業を実施しながら、地域金融機関・公立大学などの専門的知見やネットワークの活用も含め、中間支援体制の在り方を検討する。

③ 地域の持続可能な発展に資する再エネ事業の促進

<課題>

- ・再エネの地産地消や環境に配慮した再エネ事業の評価を含め、地域がメリットを感じることのできる、地域の持続可能な発展に資する再エネ事業を促進する仕組みが必要ではないか。

<対応の方向性>

- ・地域脱炭素化促進事業制度を通じて、地域活性化・地域課題解決等に資するかたちで、地方公共団体が再エネ導入を主体的に進めていくことを促すため、さらにどのような対応が可能か検討する。